

長野市まちづくり研究会名簿

委員 (敬称略)

	委員氏名	所属団体等	分野
座長	荻原 健司	長野市長	行政
委員	新田 恭士	長野県副知事	行政
委員	水野 雅義	長野商工会議所 会頭	経済金融
委員	吉田 秀樹	八十二長野銀行 常務執行役員	経済金融
委員	但馬 英俊	東急株式会社 常任理事	都市 デザイン
委員	後藤 正也	UR都市機構東日本都市再生本部 副本部長	都市 デザイン
委員	下大藪 浩	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社長	交通
委員	久保田 敏之	長野電鉄株式会社 代表取締役社長	交通

その他

	氏名	所属
市	西澤 雅樹	長野市副市長
	川上 忍	長野市企画政策部 政策調整監兼政策調整局長
	大日方 直毅	長野市都市整備部 部長
県	坪井 俊文	長野地域振興局 局長

事務局

長野市企画政策部政策調整局、都市整備部まちづくり課

長野県建設部都市・まちづくり課、産業労働部産業政策課

長野市まちづくり研究会設置要綱

(設置)

第1 本市が長野駅を中心とした未来のまちづくり（長野駅を中心としたおおむね2キロメートル以内の区域について、民間事業者等の知見及び地域資源を活用し、賑わいを創出することをいう。以下「まちづくり」という。）に関する方針及び具体的な施策の検討を行う上で識見を有する者の意見を聴くため、長野市まちづくり研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(任務)

第2 研究会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 研究会は、座長及び構成員で組織する。

2 座長は市長を充て、構成員は次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) まちづくりに関し、優れた識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第6 研究会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 研究会は、その任務を遂行するために必要があると認めるときは、構成員でない者を研究会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7 研究会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8 研究会の庶務は、企画政策部政策調整局が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。